

○川本中央駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

令和8年3月31日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、川本中央駐車場の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 川本中央駐車場（以下「駐車場」という。）を3日以上使用しようとする者は、あらかじめ川本中央駐車場使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の使用期間は、最長1週間とする。

(使用許可書の交付及び管理)

第3条 町長は、前条の規定による申請に基づき使用を許可したときは、川本中央駐車場使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により使用を許可したときは、川本中央駐車場使用許可管理簿により、当該使用の状況を管理するものとする。

(使用者の遵守事項)

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場における自動車の運行及び駐車については、設置された標識及び標示の指示に従うこと。
- (2) 自動車は、町長が指定する場所又は区画に駐車すること。
- (3) 使用にあたり特定の区画を確保する必要がある場合は、使用者においてバリケードその他必要な措置を講ずること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し、町長が必要と認めて指示する事項に従うこと。

(施設等のき損等の届出)

第5条 使用者は、駐車場の施設、設備その他の物件をき損し、汚損し、又は滅失した場合は、直ちに町長に届け出るとともに、使用者の責任において修繕その他必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。